

排他的経済水域におけるMilitary Surveyに関する 一考察：国連海洋法条約第一三部における海洋の 科学的調査との相違をめぐって

著者	長岡 憲二
雑誌名	関西大学法学論集
巻	55
号	3
ページ	658-686
発行年	2005-09-30
その他のタイトル	Military Survey in the Exclusive Economic Zone
URL	http://hdl.handle.net/10112/12061

排他的經濟水域における Military Survey に関する一考察

——国連海洋法条約第一三部における海洋の科学的調査との相違をめぐって——

長岡 憲 二

目次

- 一、はじめに
- 二、海洋の科学的調査との相違をめぐる議論
 - (1) 関連用語の定義
 - (2) 学説の対立
- 三、海洋の科学的調査との区別の可能性
 - (1) 第三次海洋法会議における議論
 - (2) 第三次海洋法会議以後の実行
- 四、おわりに

一、はじめに

海洋の科学的調査は、第二次大戦後における科学技術の発達及びそれに伴って生じた海洋資源に対する各国の関心の高まりによって、次第に注目を浴びるようになった。^①そして、天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権

的権利が沿岸国に認められるという二〇〇海里に及ぶ排他的経済水域概念の登場によって、海洋の科学的調査が有する意味はさらに重要なものとなっていった。それはつまり、同水域内の科学的調査を沿岸国の管轄下に置こうとする沿岸国と調査の自由を求める海洋国との対立を生じさせたためである。⁽²⁾ 結局のところ、同水域内での科学的調査については、沿岸国の同意が要求されることになったが、⁽³⁾ 両者の対立は未だ完全には解消されてはいない。かかる対立に関連して近年発生したのが、Military Survey と海洋の科学的調査との相違をめぐる問題である。

二〇〇四年一月、米国防総省（海軍省）が海軍の全艦船及び基地に通知した文書によれば、Military Survey とは、「海洋及び沿岸水域で行われる軍事目的の海洋データ収集を含む活動を意味し……海洋学、地質学、化学、生物学及び音響学その他の関連情報の収集も含みうる」であり、他方、海洋の科学的調査については、「国連海洋法条約第一三部に従い、海洋環境の一般的な科学知識の増大を目的として、海洋及び沿岸水域で実施される活動」であると定義されている。⁽⁴⁾ つまりは、米国によれば、Military Survey と海洋の科学的調査とは、全く別個の存在であるというのである。このような定義に基づき、米国は、近年他国の排他的経済水域（以下、EEZと略す）において、沿岸国の事前の同意を得ることなく Military Survey を実施し、強い反発を招いている。しかし、米国の立場からすれば、そもそも Military Survey は、海洋の科学的調査とは全く別個の存在であるため、⁽⁵⁾ 国連海洋法条約第一三部の諸規定の適用を受けず、その当然の帰結として沿岸国の同意を得る必要はないという。⁽⁶⁾ 仮に、他国のEEZ内で海洋の科学的調査を実施するのであれば、沿岸国の事前の同意を得、かつその実施中も厳格な要件に従わなければならないのに対して、⁽⁷⁾ 米国が主張するように、Military Survey であれば、沿岸国の事前の同意を得ることなく、自由に行えるというのであれば、果たして、どのような区別を行えば、このような結果の相違を生じさせるのが問題となる。

第三次海洋法会議において、海洋の軍事利用は大きな問題とされたが、⁽⁸⁾ Military Survey 自体が議論の中心となることはなかった。従って、第三次海洋法会議を経て採択された国連海洋法条約においても、Military Survey に直接言及している規定は存在しない。そのため、必然的に、これまで海洋の科学的調査との関連で、Military Survey が取り上げられることもなかったのである。しかしながら、先に挙げた、Military Survey に関する米国の定義を見ても明らかのように、Military Survey とは、海洋に関する広範な情報収集あるいは調査活動をいうのであり、同様に海洋の調査活動を意味する国連海洋法条約における海洋の科学的調査と、実際にどの点が異なるのかという疑問が生じてくる。海洋の科学的調査についても、米国は定義を置いているが、海洋の科学的調査自体の定義が明確でないことは周知の事実であり、⁽⁹⁾ 米国の言うように、それを「国連海洋法条約第一三部に従い、海洋環境の一般的な科学的知識の増大を目的として、海洋及び沿岸水域で実施される活動」に限定してしまうことについては、にわかに首肯はできない。

これまでになされたわずかな議論や先にあげた米国の定義を見ても明らかのように、Military Survey と国連海洋法条約における海洋の科学的調査とは、海洋に関する調査活動という点では、互いに相違はなく、また、使用する器具やその方法についてもかなり類似しているといわれる。⁽¹⁰⁾ そのような状況で、両者を別個のものとしているのは、唯一、調査の「目的」である。⁽¹¹⁾ つまり、前者については、軍事目的で行う調査であり、後者は科学目的で実施する調査という区分である。しかし、調査の目的という主観的要素のみをもって両者を区別することが、果たして合理的といえるのだろうか。なぜならば、筆者の見解としては、両者を区別する、より重要な点は、「目的」ではなく、調査の結果得られたデータがどのように使用されるかであるように思われるからである。つまり、Military Survey にして

も、海洋の科学的調査にしても、類似の機器を使用し、類似の方法で調査を実施したからには、それによって得られたデータ自体については、両者に根本的差異は存在しないという推定が働く⁽¹²⁾。従って、結果的に得られたデータをどのように使用したかによって、当該調査の性格付けを行っていることになるのではないか。つまり、調査によって得られたデータを海洋環境に関するものとして使用すれば、それは海洋環境に関してなされた調査であり、資源開発に関連するものに利用されたのであれば、それは資源開発に関連する目的で行われた調査であり、そして、軍事目的に供されたのであれば、それは Military Survey であると言い得るのではないかということである⁽¹³⁾。翻って考えてみれば、たとえ軍事目的で行った調査であっても、得られたデータを資源開発に関連する事項や海洋環境の保護に用いるのであれば、結局のところ、それは第一三部の規定する海洋の科学的調査との実質的な相違は存在しないのではない⁽¹⁴⁾か。このように、重要なのは、得られたデータを事後にどのように利用するかであって、調査の目的や性質の段階でそれを区別することにそれほど意味があるようには思えない⁽¹⁵⁾。

このような問題意識に立ち、本稿では、国連海洋法条約にいう海洋の科学的調査と米国の主張する Military Survey とが、果たして区別が可能であるのか、またその区別が合理的な説得力を有するかどうかを中心に、これまでの議論も踏まえた上で、国連海洋法条約の関連条文及び国家実行の検討を通して考察することにした。

二、海洋の科学的調査との相違をめぐる議論

(1) 関連用語の定義

Military survey と海洋の科学的調査との関係について検討する前に、まず、国連海洋法条約における「海洋の科

学的調査」とは何か、「Military Survey」とは何か、また Military Survey が海洋の科学的調査との関連で、これまでどのように議論されてきたかについて整理する必要がある。

一九八二年に採択された国連海洋法条約は、第一三部において、二八ヶ条から成る「海洋の科学的調査」に関する規定を置いている。しかし、結論からいえば、同条約において、「海洋の科学的調査」に関して、明確な定義はなされていない。詳細は次章で検討するが、二四六条三項及び五項に規定されているものは、海洋の科学的調査に関する直接の定義を行ったものではなく、沿岸国の同意との関連で、若干の性格付けを行っているにすぎない。しかも、その性格付けすら、充分なものとはいえない。⁽¹⁶⁾

他方、Military Survey についてみれば、Military Survey という用語それ自体は、そもそも国連海洋法条約では使用されていない。だが、それに関連すると思われる若干の用語が使用されているので、それらを概観する必要がある。

- 一・一九条二項(i) 「調査活動及び測量活動」
- 二・二一条一項(e) 「海洋の科学的調査及び水路測量」
- 三・四〇条 「外国船舶（海洋の科学的調査又は水路測量を行う船舶を含む）は、通過通航中、海峡沿岸国の事前の許可なしに、いかなる調査活動又は測量活動も行うことはできない」
- 四・五四条 「第三九、四〇、四二及び四四条の規定は、群島航路帯通航について準用する。」
- 五・二九七条二項 「軍事活動」

以上のように、国連海洋法条約には Military Survey に関連すると思われる複数の用語が使用されている。しかし、これらの用語が、Military Survey との関連で具体的にどのような意味を有しているか、またどのように使い分けら

れているかについては、文言からも、また起草過程からも必ずしも明確ではない。

このように、国連海洋法条約においては、海洋の科学的調査及び Military Survey について、具体的にどのようなものが想定されているかについて曖昧なまま残されているとしか言いようがない。条約上の定義については、このように、曖昧な点が多く残されているが、学説においては、両者の関係についてどのような主張が行われているのだろうか。次にそれを見てみたい。

(2) 学説の対立

はじめにでも触れたように、第三次海洋法会議では、海洋の科学的調査と Military Survey の関係について、殆ど議論されることなく、わずかに軍事活動という中に含めて論じられていたにすぎない。しかも、その議論さえも、軍事活動が排他的経済水域において許容されるか否かという文脈でなされていたため、必ずしも海洋の科学的調査との関連で検討されていたわけではない。しかしながら、両者の関係については、若干の論者が検討を加えているため、それを紹介しておこう。

まず、ローチ (J. A. Roach) 及びスミス (R. W. Smith) は、Survey Activity とらう大きな括りの中に Military Survey を取り込み、その Survey Activity と海洋の科学的調査とは異なると主張する。その根拠として、国連海洋法条約の規定上、一九条二項^d、二二条一項^g、四〇条及び五四条において、それぞれ、調査活動(科学的調査を含む)と測量活動(水路測量を含む)が別個に規定されていることから、両者は明確に区別されており、さらにこのことは、第一三部の諸規定において、測量活動に関する言及が一切なされていないことからも裏付けられるとする。⁽¹⁷⁾

た、オックスマン (B. H. Oxman) は、得られたデータの取扱方法によって調査の性質そのものを決定しようとする。つまり、海洋の科学的調査といったものは、基本的に得られたデータの公開を前提としているが、Military Survey といった軍事活動は、本来国家の安全保障に関わる問題であり、その「秘匿性 (secrecy)」が求められるため、得られたデータに関しても、当然ながら非公開が前提とされるとする。⁽¹⁸⁾ 従って、彼の見解の帰結として、秘匿性を有さない、データの公開を意図した調査を海軍が実施する場合には、海洋の科学的調査に関する規定の適用を受け、調査に当たっては沿岸国の同意を必要とするという。⁽¹⁹⁾ このように、オックスマンの見解は、一見すれば論理的整合性を有しているかのように思える。しかしながら、解決されていない問題も存在する。それは、彼のいう「秘匿性」が、一体どのような基準をもって決定されているのかという点である。この基準は、多分に主観的であるため、調査実施国の裁量が大きく働くともいえるであろうし、それを調査に着手する以前に性格付けるのか、あるいは調査後に決定するの⁽²⁰⁾ かも判然としない。さらにスーンズ (A. H. A. Soons) は、軍事諜報、兵器及び軍事機器の実験並びに海洋環境に⁽²¹⁾ 係しない (強調筆者) 他の海洋データの収集は、海洋の科学的調査とはいえず、水路測量も海洋の科学的調査に類似するものとはいえるが、それと同一ではないという。⁽²²⁾ ただし、このように主張する根拠については、一切言及していない。

以上の通り、Military Survey と海洋の科学的調査との相違を支持する見解においては、両者を区別する上で、その根拠となるものがそれぞれ異なることが見て取れる。それでは、はじめに述べたような、調査の「目的」による両者の区別については、論者はどのような見方をしているのだろうか。

「目的」について触れているのは、スーンズだけであるため、彼の見解を紹介しておく。しかしながら、彼は、

「目的」によって両者を区別するようなことはせず、かえって、米国の主張と相反するような見解をとっている。つまり、米国の定義に従えば、海洋の科学的調査とは、あくまで海洋環境の一般的な科学知識の増大を目的としてなされる調査活動であり、それ以外の軍事目的による海洋データの収集は、Military Surveyとみなされるはずであるが、彼によれば、海洋の科学的調査といっても、科学目的以外のもの、つまり軍事目的の科学的調査も存在し得るというのである。従って、かかる軍事目的の科学的調査は、国連海洋法条約第一三部の適用を受けるとい⁽²³⁾う。

このように、オックスマンとスーンズの見解を見る限りにおいては、それらが説得力を有しているとみなすのは難しいように思える。しかしながら、先のローチ及びスミスの主張については、国連海洋法条約の明文の規定を根拠としていることから見ても、より慎重な検討を加える必要があるだろう。彼らの主張は、一九条二項j、二二条一項g、四〇条及び五四条で、調査活動（科学的調査を含む）とは別に、測量活動（水路測量を含む）が併記されており、かつ国連海洋法条約第一三部において、測量活動に言及している規定が一切存在しないことよって、両者は明確に区分されているというものであった。確かに、条文上は、その通りである。ただ、調査活動と測量活動とが併記されていることをもって、また測量活動が第一三部で言及されていないことをもって、両者が明確に区別されていると結論を下すことが果たして適当といえるのか。なぜならば、条文上、必ずしも明確にされていない点が少ないから存在するためである。例えば、一九条一項jにおいては、「調査活動または測量活動」とのみ規定しており、「調査活動」が海洋の科学的調査そのものを指しているのか、あるいはそれ以外のものも想定しているのかが不明確であり、漠然としている。それというのも、二二条一項gにおいては、「海洋の科学的調査」とはつきりと記されていることに鑑みれば、なぜ一九条においては、「海洋の科学的調査」とせずに「調査活動」という用語を使用したのかという疑問が生

じる。また同時に、「測量活動」も二二条一項gでは「水路測量」となっており、両者は同一の事柄を指すのか、あるいは区別されているのかについては、明確に示されていないといえる。

また別の観点として、両者を規定するに際して、一九条一項jは、調査活動「又は」測量活動と規定しているが、ここで「及び」ではなく「又は」を使用したことについては、一見すると、両者を区別しているように捉えられる。

しかしながら、両者が全く別個のものであるならば、同じ項に併記するのではなく、別の項に分けて規定する方がより適当ではないのか。実際、第三次海洋法会議において、当初、一九条二項jにあたる規定は見当たらず、第三会期において、海峡四カ国（マレーシア、モロッコ、オマーン及びイエメン）が行った提案において、初めて挿入されたのである。⁽²⁴⁾ しかも、当該部分は、「あらゆる種類の調査活動“research operations of any kind”⁽²⁵⁾」とされており、これは非公式単一交渉草案が策定されるまで変更されなかった。他方、二二条一項にあたる規定に関する議論においても、海峡四カ国提案及びフィジー提案⁽²⁶⁾では、いずれも「水路測量を含む海洋環境の調査」とされ、現行の「海洋の科学的調査及び水路測量」に変更されたのは、非公式統合交渉草案においてであった。⁽²⁸⁾

以上のような経緯を考慮にいれるならば、第三次海洋法会議において、両者はかなり共通性を有するものであるため、その明確な区別を行えなかったのではないか。しかしながら、両者が別個のものであり、区別が可能なものであるということを示すために、「又は」という形で両者を併記したと考えるのが妥当ではないかと思われる（強調筆者）。従って、たとえば、第一三部において、「測量活動」に関する規定がおかれていないとしても、それをもって、第一三部が「測量活動」を対象としていないと断言することについては、疑問の余地が生じる。⁽²⁹⁾ 実際、ムッケルジー（P. K. Mukherjee）は、測量活動を海洋の科学的調査の中に含んで議論しており、さらに、調査活動そのものを①基

礎的・科学的調査②資源関連調査及び③軍事調査の三つに分類した上で、これら三つは、その動機や状況によって、形式的には異なるものといえるが、実質的な面では、明確な区別は存在しないと指摘している⁽³⁰⁾。また、バイトマン (S. Bateman) は、各国の国内法令において、海洋の科学的調査とは別個に測量活動を明記しているものが殆ど存在しないことは、測量活動が海洋の科学的調査に含まれている証左と捉えることもできると述べている⁽³¹⁾。さらに、マームディ (S. Mahmoudi) は、両者は調査内容及び機具が類似していることから、その区別が困難であるとしつつ、海洋の科学的調査であれば、調査によって得られたデータを公表しなければならぬため、それを嫌う一部の海洋先進国がデータの公表を拒否できる Military Survey を装って、海洋の科学的調査を行う可能性があるという指摘を行っている⁽³²⁾。

三、海洋の科学的調査との区別の可能性

前章においては、Military Survey と海洋の科学的調査との区別に関して、国連海洋法条約が両者に関して、明確な定義を置いていないこと、また、学説上も両者の相違を主張する見解が、必ずしも説得力を有するものではないことを指摘した。しかし、これらをもつて、両者の区別が合理的に困難であるとは、この段階ではいい得ないよう思う。両者の相違を問題とするのであれば、海洋の科学的調査について規定している第一三部の各条文特に二四六条が成立する過程において、海洋の科学的調査がどのように位置づけられ、また Military Survey との関連で、何らかの議論が行われたのかどうかを起草過程の検討を通して考察する必要がある。

(1) 第三次海洋法会議における議論

二四六条は、科学的調査に関する具体的類型ともいえるものを示している。まず、同条三項によれば、

「沿岸国は自国の排他的経済水域又は大陸棚において他の国又は権限のある国際機関が、この条約に従って、専ら平和的目的で、かつ、全ての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する海洋の科学的調査の計画については、通常の状態においては、同意を与える。」

となっている。つまり、ここでは専ら平和的目的かつ海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的の科学的調査が挙げられている。更に、五項は次のように規定されている。

「沿岸国は、他の国又は権限のある国際機関による自国の排他的経済水域又は大陸棚における海洋の科学的調査の計画の実施について、次の場合には、自国の裁量により同意を与えないことができる。

- (a) 計画が天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない）の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合
- (b) 計画が大陸棚の掘削、爆発物の使用又は海洋環境への有害物質の導入を伴う場合
- (c) 計画が第六〇条及び第八〇条に規定する人工島、施設及び構築物の建設、運用又は利用を伴う場合
- (d) 第二四八条の規定により計画の性質および目的に関し提供される情報が不正確である場合又は調査を実施する国若しくは権限のある国際機関が前に実施した調査の計画について沿岸国に対する義務を履行していない場合」

このように、(d)は別としても、他の三つについては、具体的な類型が示されたものであるということが出来る。しかし、ここで問題となるのは、第一三部が適用される科学的調査が、先に挙げた規定に取り上げられているもののみ

を指すのかということである。条文をよく見れば、そこにあげられているものは、確かに科学的調査の類型に言及したものともいえるが、それよりもむしろ、沿岸国が同意を与えるか否かということについて規定しているように思われる。従って、それらの規定に該当しない行為であったとしても、科学的調査に含まれる可能性が残されているといえる⁽³³⁾。そこで、この点について、同条の起草過程を見てみよう。

第三次海洋法会議において、海洋の科学的調査に関する本格的な審議が開始されたのは第二会期からであった。同会期中、各国から海洋の科学的調査に関する提案が盛んになされた。それらの提案に関して、若干の特徴を指摘することができる。それは、東欧四カ国提案⁽³⁴⁾、フランス提案⁽³⁵⁾及び東欧五カ国提案⁽³⁶⁾に代表されるような天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない）の探査及び開発に関する調査とそれ以外との調査とを明確に区別しているものと、他方、メキシコ・スペイン共同提案⁽³⁷⁾に見られるような調査の性質又は目的に関して、それが「平和的目的」でなければならぬとする提案とに分かれていた点である。なお、この段階ですでにトリニダード・トバゴが、科学目的の調査と軍事目的の調査との区別の難しさを指摘していることは、注目に値する⁽³⁸⁾。

これらの提案を基に、第三委員会は幾つかの修正案を作成し、議論を進めた。まず、一九七四年八月二〇日の修正案では、経済水域内では、その生物又は非生物資源の探査又は開発に関する海洋の科学的調査は、沿岸国の同意に服すると規定し⁽³⁹⁾、調査を天然資源の探査又は開発に関するものとそれ以外とに分類し、前者のみを沿岸国の同意に従わせた。さらに、翌日の提案では、両者の区別を更に進める形をとった。すなわち、「生物又は非生物資源の探査又は開発を直接の目的とする海洋の科学的調査が沿岸国の同意に服するということを除いて、国家及び適当な国際機関は、この条約の規定に従い、沿岸国が海洋資源に関する経済的権利を有する水域内で、海洋の科学的調査を自由に実施す

ることができる⁽⁴⁰⁾」となっていたのである。つまり、この段階では、沿岸国の同意が必要な調査を天然資源の探査及び開発に関するものに限定し、それ以外の調査については、沿岸国の同意を必要とせず、全て自由に行えるというような趣旨であった。

ところが、その翌日の八月二二日に出された第三委員会修正案では、先の状況は一変した。すなわち、Item 2 の1で、「沿岸国の……の水域内での海洋の科学的調査は、沿岸国の明示の同意なしには実施してはならない」として、さらに2で、「1で言及した水域内での海洋の科学的調査の実施について、沿岸国の同意を求める国家、適当な国際並びに地域機関及び私人、法人は、特に次のことを行わねばならない」と規定し、一一の事項を列举している。その第一が、「調査は、専ら平和的目的地で実施しなければならない⁽⁴¹⁾」であったのである。つまり、前日までは明確に規定されていた、天然資源の探査及び開発に関する調査のみを同意に従わせるという部分は削除され、全ての科学的調査を一律に同意に服せしめ、調査の目的については、それが専ら平和的目的地に行われねばならないことを明確にしたのである。

その後、第三会期において若干の議論がなされた後、採択された非公式単一交渉草案(以以、ISNTと略す)では、海洋の科学的調査に関して、第二委員会及び第三委員会の双方が、草案を作成するという特殊な形をとった。まず、第二委員会が提出したISNT (PART II) は、次のように規定していた。

「第四九条 沿岸国の同意は、排他的経済水域に関する及びそこで実施されるあらゆる調査について得られねばならない。⁽⁴²⁾」

他方、第三委員会が作成したISNT (PART III) は、

「第一四条 領海を越える経済水域内及び大陸棚上の海洋の科学的調査は、この条約で規定されているような沿岸国の権利を尊重する方法で、国家及び適当な国際機関によって実施されねばならない。」

第二一条 経済水域及び大陸棚の生物及び非生物資源に関するあらゆる調査計画は、沿岸国の明示の同意によってのみ行われねばならない。⁽⁴³⁾」

このように、第二委員会草案と第二委員会草案とが別個に規定されたことにより、沿岸国の同意を必要とする調査に関する区別が複雑なものとなった印象を受ける。つまり、第二委員会草案では、同意の付与の要件にかかわらず、全ての調査を沿岸国の同意制度の下に置いているのに対して、第三委員会草案においては、天然資源に関する調査のみを沿岸国の同意に服せしめているように感じられるためである。

翌年作成された改訂単一交渉草案（以下、RSNTと略す）もISNT同様、第二委員会と第三委員会が各々、科学的調査に関する条文を作成している。第二委員会の条文に関しては、ISNTと同一であったが、⁽⁴⁴⁾第三委員会の条文については、大きな変化が生じた。

「第四八条 この条約の目的上、海洋の科学的調査とは、人類の海洋環境に関する知識を増大させるために行うあらゆる研究又はそれに関連する実験を意味する。」

「第六〇条 (1) 沿岸国の経済水域又は大陸棚における海洋の科学的調査活動は、この条約の規定に従い、沿岸国の同意を得て実施しなければならない。

(2) 沿岸国は、計画が次のものでない限り、科学的調査への同意を拒絶してはならない。

(a) 生物又は非生物資源の探査及び開発に実質的に関係する場合

- (b) 掘削又は爆発物の使用を伴う場合
- (c) この条約により定められる管轄権に従い沿岸国により実施される経済活動へ不当に干渉する場合
- (d) この条約第二部の……に規定する人工島、施設及び構築物の建設、運用又は利用を伴う場合⁽⁴⁵⁾

このように第三委員会草案は、初めて、海洋の科学的調査に関する定義を挿入したが、それは明確なものであるとはいえなかった。さらに言えば、六〇条二項において、沿岸国が同意を与えることを拒絶できない類型を列挙しているが、これらの類型が、四八条の定義と必ずしも合致しているようには見えず、定義がおかれたことによって、どの科学的調査については同意が必要であるのかについて、かえって解釈上の混乱を招いているようにも感じられる。

その後も、沿岸国の同意をめぐって、諸国間で争いが続き、容易に収まる気配を見せなかった。そのような混乱を利用して、一部の沿岸途上国は、沿岸国が同意を拒絶できる類型の中に沿岸国の安全や政治的利益に係るものを含める内容の提案を行ったが、結局のところ、非公式統合交渉草案（以下、ICNTと略す）に盛り込む事はできなかった⁽⁴⁶⁾。

一九七七年七月一九日に作成されたICNT第二四七条は、現行の国連海洋法条約第二四六条とほぼ同じ内容となっている。

「第二四七条

二項 沿岸国の排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査活動は、沿岸国の同意を得て実施しなければなら
ない。

三項 沿岸国は、自国の排他的経済水域又は大陸棚において他の国又は権限のある国際機関が、この条約に従って、専ら平和的目的で、かつ、全ての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する海洋の科学的調査の計画については、通常の状態においては、同意を与えねばならない。

四項 しかしながら、沿岸国は、他国又は権限のある国際機関による自国の排他的経済水域又排他的経済水域大陸棚における海洋の科学的調査の計画の実施について、次の場合には、自国の裁量により、同意を与えないことができる。

- (a) 計画が天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない）の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合
- (b) 計画が大陸棚の掘削、爆発物の使用又は海洋環境への有害物質の導入を伴う場合
- (c) 六〇条及び八〇条に規定する人工島、施設及び構築物の建設、運用又は利用を伴う場合
- (d) 計画の性質及び目的に関し二四九条に従い提供された情報が不正確である場合又は調査を実施する国若しくは権限のある国際機関が前に実施した調査の計画について沿岸国に対する義務を履行していない場合⁽⁴⁷⁾

本草案は、第二委員会及び第三委員会の草案を統合し、まず二項で全ての科学的調査を沿岸国の同意の下に置くとした後に、三項で沿岸国が通常同意を与えなければならぬ性質の調査について触れ、そして最後に同意を与えなくともよい類型を具体的に列挙している。このような規定の仕方は、一見すると、これまで混乱していた同意と科学的調査との関係を明確にしたように見える。しかし、見落としてはならないのは、RSNTで挿入されていた科学的調査の定義が削除されたことにより、何をもって海洋の科学的調査となすのかについては、さらに曖昧なものとなった点である。その結果、三項及び四項の文言上、どちらにも該当しない、いわばグレーゾーンの科学的調査といったも

のを解釈上生じさせている。いずれにしても、二項がある以上、全ての科学的調査には沿岸国の同意が必要となるのだが、先の科学的調査の定義の削除と併せて読めば、二四七条の各項間の解釈上のバランスをはかることが非常に難しいものとなってしまったといえる。さらにいえば、ICNTへの修正案として、米国が海洋の科学的調査についての定義を挿入しようとしたことにも留意すべきである。米国は、一九七八年九月一三日に、「海洋の科学的調査とは、海洋環境に関する人類の知識の増進を目的とするあらゆる調査又はそれに関連する実験作業を意味する」という定義を加えるようにという提案を行った⁽⁴⁸⁾。さらに、一九七九年四月二日にも、米国は同じ内容の提案を行った⁽⁴⁹⁾。しかしながら、これらの提案は採択されることはなかった。米国の意図は、海洋の科学的調査の定義を海洋環境に関する調査に限定した上で、その定義に該当しない調査については、同意制度から除外しようとするものであったように思う⁽⁵⁰⁾。だが、その提案は結局 ICNT には挿入されず、ICNT 二四七条は、一九七九年の第一改訂版⁽⁵¹⁾、翌年の第二改訂版⁽⁵²⁾、そして一九八一年の公式条文草案を経て、⁽⁵³⁾ 現行の二四六条となった。

このように、起草過程を見てきたが、そこでの議論の多くは、沿岸国が調査側の同意要請を拒絶できる類型がどのようなものであるかに集中していた感がある。このような状況では、海洋の科学的調査が一体どのようなものを想定しているか、また Military Survey との関係について、何らかの具体的な解答を得ることは困難であると言わざるを得ない。しかしながら、RSNT の段階で海洋の科学的調査の定義が規定されていたにもかかわらず、ICNT ではそれが削除されたということ、また米国が二度にわたって、同定義を復活させようと試み、失敗に終わったことをあわせて考慮に入れるならば、少なくとも、米国が主張しているような、海洋の科学的調査を「海洋環境の一般的な科学知識の増大を目的」とした活動に限定することは困難であろう⁽⁵⁴⁾。

(2) 第三次海洋法会議以後の実行

前章においては、二四六条の起草過程の検討を通して、海洋の科学的調査が、海洋環境の一般的な科学知識の増大を目的とした活動のみに限定されているものではないことを明らかにした。しかし、起草過程全体の印象として、詳細な議論がなされておらず、曖昧な部分が多く残されていることも事実である。従って、国連海洋法条約成立後、諸国がどのような実行を行っているかを考察し、海洋の科学的調査に関する規定が国家実行にどのように反映されているかを検討する必要がある。

① 国内法令

海洋の科学的調査について、国内法を制定している国は決して多くはない。しかしながら、海洋の科学的調査に関する法令においている国家のうち、若干のものについては、Military Surveyとの関連で、ある特徴を指摘することができる。それは、沿岸国の同意が必要な調査について、ただ単に「海洋の科学的調査」とするのではなく、「あらゆる種類の調査 (any kind of research)」あるいは「あらゆる性質の海洋の科学的調査 (any marine scientific research of whatever nature)」と規定している点である。

イランが一九九五年に制定した法令において、EEZ内で実施される「あらゆる種類の調査」についてイランの同意を必要とする⁽⁵⁵⁾と規定し、同様に、ガイアナの法令も「あらゆる調査 (any research)」に沿岸国の許可が必要である⁽⁵⁶⁾としている。また、ベルギーも、一九九九年の法令で、「あらゆる性質の海洋の科学的調査」には、担当機関の同意を必要とする⁽⁵⁷⁾とし、フランスも、太平洋上の海外領土について定めた指針において、「あらゆる海洋の科学的調査

及び他の調査」を行うにあたっては、事前の同意が必要とされると規定しているのである。⁽⁵⁸⁾ これらの法令は、Military Surveyとの関係においては、必ずしも明確な規定の仕方はしていないが、ただ、中国については、両者の関係を明示に規定している点で注目される。すなわち、同国は一九九六年一〇月の規則において、海洋の科学的調査と Military Survey の区別を明確に否定し、両者共に主管機関の同意を必要とする⁽⁵⁹⁾と明記しているのである。

このような国内法令の例については、中国を除いて、直接 Military Survey に言及しているものは存在しない。しかしながら、Military Survey に言及していないことをもって、これらの国家が、それについて何らの考慮も払っていない⁽⁶⁰⁾と断じることができないように思う。なぜならば、先の起草過程における議論を見ても明らかのように、海洋の科学的調査の定義自体が非常に混乱した状況にあっては、海洋の科学的調査と Military Survey との相違について、確固たる見解を有しているとみなすことこそ困難であろう。そうであっても、諸国には、一部の海洋先進国が、海洋の科学的調査の定義の範囲を故意に狭めることによって、かかる定義から除外される新たな調査形態を作り出すことへの懸念が存在したのではないだろうか。だからこそ、諸国は、海洋の科学的調査に関する法令を制定するに当たって、「あらゆる種類の調査」や「あらゆる性質の科学的調査」あるいは「他の調査」という、解釈に幅をもたせた用語を意図的に使用したと解するのが自然ではないか。

② 事例

(i) Kane 号事件 (一九九四年四月)

スウェーデン国内紙である Dagens Nyheter 紙が一九九四年四月二九日に報じたところによれば、米国海軍所属の

調査船 Kane 号が、スウェーデンのEEZに進入し、そこで様々な調査を行っていたという。

Kane 号を発見した同国の沿岸警備隊は、すぐに接近し、同船に対して、海洋の科学的調査を実施しているのかどうか、またそうであるならば、スウェーデンの事前の同意を得ているのかどうかを質した。これに対して、Kane 号からは、本調査は海洋の科学的調査ではなく、それと区別される Military Survey であるという回答がなされた。⁽⁶¹⁾

後日の会見で、スウェーデン政府高官は、米国の解釈は、他国の解釈とは異なっており、また、海洋の科学的調査と Military Survey との線引きをどのように行っているかが曖昧であるという批判を行った。⁽⁶²⁾

(ii) Scott 号事件(二〇〇一年一月)

二〇〇一年一月二日から一六日にかけて、インドのディーウ(Diu)沖一九〇海里の水域(インドのEEZ内)において、英国海軍所属の調査船 Scott 号が調査活動を行っているのが発見された。インド政府の照会に対して、同船は Military Survey を実施していると回答した。後日、インド国防相は、会見で英国軍艦が自国EEZにおいて、許可を得ることなく Military Survey を行ったとして、抗議を行った。⁽⁶³⁾

(iii) Bowditch 号事件(二〇〇一年三〜一〇月)

二〇〇一年三月二四日、中国沿岸から一〇〇海里沖の黄海(中国のEEZ内)において、米国海軍所属の調査船 Bowditch 号が調査活動を行っていた。中国海軍は、調査の停止と排他的経済水域からの退去を同船に求めた。⁽⁶⁴⁾その後、同船はインドのEEZ内でも Military Survey を実施しており、先と同様にインド海軍から退去を求められた。⁽⁶⁵⁾

その約七ヵ月後の一〇月二八日、同船は韓国の沖合二六海里の水域においても Military Survey を行っているのが

発見された。韓国政府は、直ちに在ソウルの米国大使館に対して、同船が海洋の科学的調査を実施しているのかどうかを照会した。それについて、米国政府は次のように回答した。即ち、「Bowditch号は米国海軍の補助艦であり、排他的経済水域において、軍事目的の Military Survey を行っていた。この Military Survey は、国連海洋法条約において、慣習法として認められたものである。さらに、Military Survey は国際法上、全ての国家に認められており、又海洋の科学的調査とは区別されるため、沿岸国の同意は必要ではない。⁽⁶⁶⁾」

このように、実行においては、各国は当該調査船舶が自国 E E Zで行っていたのが海洋の科学的調査であるのかどうか、またそうであるならば、沿岸国の同意を得ているのかについて、確認を求め、それが Military Survey であるという主張がなされた場合に、一様に抗議を行っている。各国がこのような態度をとったことには、もちろん安全保障上の理由もあったであろうが、公式の根拠としてあげたのは、やはり、海洋の科学的調査と Military Survey との区別が非常に困難な点である。このように、各国の実行が、Military Survey を海洋の科学的調査に引き付けて考えていることに鑑みれば、米国等が主張する両者の明確な相違を支持することが、果たして適当であるかどうかには疑問を禁じえない。

四、おわりに

以上の通り、本稿においては、米国及び英国等一部の海洋先進国が近年主張する海洋の科学的調査と Military Survey との相違について、学説、関連規定の起草過程及び国家実行の検討を通して考察してきた。結論としては、米国等が主張する両者の相違は論理的説得力を有するものとみなすことはできない。なぜならば、米国が定義する海

洋の科学的調査は、国連海洋法条約が想定していると考えられる海洋の科学的調査よりも明らかに狭く、国連海洋法条約における海洋の科学的調査の適用類型自体が、未だ確定されず大きな幅を残している状況では、両者を明確に區別することには、現段階では大きな問題が残されていると言わざるを得ないからである。⁽⁶⁷⁾ それでは、今後、Military Surveyをどのように取り扱うべきなのかという問題が残る。これについては、本稿の目的を越えているため、取り上げることはできないが、ただ、一つの解決方法としては、Military Surveyを海洋の科学的調査の中に含めて、一括して第一三部の規定に従わせることがあり得る。しかしながら、それは、あくまでも「可能性」の段階に留まっておき、「必然性」を導き出せるものでないことは、本稿における考察の過程からも明らかであろう。さらに別の問題として、Military Surveyを実施する側が沿岸国の法令に違反した場合、沿岸国がどのような措置をとれるのかという執行の問題も残されている。⁽⁶⁸⁾ いずれにしても、これらの問題については、実行の積み重ねを待ってから取り組むのが適当であろう。

本稿を締めくくるに当たって、次のことに言及しておきたい。今回、海洋の科学的調査との関連で Military Surveyが有する問題点を取り上げたが、忘れてはならないのは、結局のところ、海洋の科学的調査制度が目指すところは、調査の結果得られた「情報（データ）」又は「知識」を一部の海洋先進国が独占するのではなく、他国（特に開発途上国）に頒布することにより、可能な限り多くの国家がその知識を共有することである。⁽⁶⁹⁾ 仮に、米国や英国等の一部の海洋先進国が主張するように、Military Surveyは海洋の科学的調査と異なるとして、第一三部の枠外に置くならば、多くの国家はそれらに倣い、そろって Military Surveyを実施し、さらに得られた情報も軍事上の理由で公開しないとするのであれば、第一三部が目指す海洋の科学的調査制度に対する諸国の信頼性を損なうのみならず、同

制度そのものを崩壊させる危険性すらあるといえる。⁽⁷⁰⁾ そのような事態を招かないためにも、今後この問題を注視していく必要がある。

- (1) 高林秀雄「排他的経済水域における科学的調査」林久茂編集『海洋法の新秩序』（東信堂 一九九三年）二九四頁。
- (2) 水上千之「国連海洋法条約における海洋の科学的調査に関する法制度（一）」『広島法学』第二〇巻三号、二四、二五頁。
- (3) 海洋の科学的調査に沿岸国の同意が必要とされるようになった経緯については、次の文献を参照。Richard R. Baxter "The International Law of Scientific Research in the Oceans" *Georgia Journal of International and Comparative Law*, vol. 6, pp. 30, 31.

(4) 原文は次の通り。

Military Survey means "activities undertaken in the ocean and coastal waters involving marine data collection for military purposes.....can include oceanographic, marine geological, geophysical, chemical, biological, acoustic, non-acoustic, and related data"

Marine scientific research means "Activities undertaken in accordance with part X III of the United Nations Convention on the Law of the Sea in the ocean and coastal waters whose purpose is to expand general scientific knowledge of the marine environment", OPNAV INSTRUCTION 3140.55A, 30 January 2004. 英国の Military Survey では、military data gathering としつゝるが、その内容は同じである。S. Bateman "hydrographic surveying in the EEZ: differences and overlapping with marine scientific research" *Marine Policy*, vol. 29, p. 173. Hereinafter cited as M.P. 真山教授は、Military Survey を「軍事的な調査ならし測量」と訳しておられるが、米国の定義や主張を考慮にいれ、本稿では和訳せず、そのほか Military Survey を使用する。真山 全「排他的経済水域における軍事調査——米国の立場の検討——」海洋法制研究会『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』（日本国際問題研究所 一九九八年）三四頁。

- (5) Louis B. Sohn, John E. Noyes, *Cases and materials on the law of the Sea*, Transnational Publishers, 2004, pp. 579-580.
- (6) 第二四九条
- (7) 実際、二〇〇一年一〇月のユネスコ政府間海洋委員会において、両者の相違に関する問題がとりあげられている。The

advisory body of experts on the law of the sea, Reports of meetings of experts and equivalent bodies, p. 11, 3 October 2001. 本報告書はウェブ上で公開されている。 http://www.jodc.go.jp/info/ioc_doc/Experts/125123e.pdf (last visited on 23 June 2005)

- (8) F. Orrego Vicuña, *The Exclusive Economic Zone—regime and legal nature under International law*, Cambridge University Press, 1989, p. 108.
- (9) P. Birnie “Law of the Sea and Ocean Resources: Implications for Marine Scientific Research” *The International Journal of Marine and Coastal Law*, vol. 10, p. 417. Hereinafter cited as *I. J. M. C. L.* また海洋の科学的調査の定義を定める議論は「この号」本稿第三章を参照。
- (10) J. A. Roach and R. W. Smith, *United States Responses to Excessive Maritime Claims*, second edition, Nijhoff, 1996, p. 427.
- (11) *Ibid.*, p. 425, 429.
- (12) 奥脇直也「排他的経済水域の軍事調査」海洋法制研究会、前掲書、一六頁。
- (13) フカス (B. Vukas) 博士は、海洋の科学的調査によって得られた知識の多くは、軍事目的にも転用され得ると指摘している。 B. Vukas, “Military uses of the sea and the United Nations the Law of the Sea Convention” in B. Vukas ed, *Essays on the New Law of the Sea 2*, Sveuciliana Naklada Liber, 1990, p. 469. また次の文献も参照。 Florain H. Th. Wegelein, *Marine Scientific Research: The operation and status of research vessels and other platforms in International Law*, Martinus Nijhoff Publisher, 2005, pp. 96-97.
- (14) 実際、冷戦終結後、軍事目的で収集されてきた秘扱いの海洋に関するデータでも、一定の期間を経れば、秘扱いを解いて公開される例も増えている。奥脇、前掲論文、一七頁。 Florain H. Th. Wegelein, *ibid.*, p. 97 (footnote 144).
- (15) 広部和也「海洋の科学的調査に対する同意制度について」『成蹊法学』二三五巻四三頁。
- (16) 同右、四二一、四三頁。
- (17) J. A. Roach and R. W. Smith, *op cit.*, pp. 446, 447. また、オックスマンは、 military survey や hydrographic survey としながらも、同様の見解を述べている。 B. H. Oxman, “The regime of warships under the United Nations Convention on the Law of the Sea” *Virginia Journal of International Law*, Vol. 24, p. 846. Hereinafter cited as *Vir. J. I. L.*

- (8) B. H. Oxman, *ibid.*, p. 847. 同様の見解を主張する者ばかり、他にカプリシッチ及びピカーチが挙げられる。L. Caffisch and J. Piccard “The Legal Regime of Marine Scientific Research and the third United Nations Conference on the Law of the Sea” *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, vol. 38, pp. 851-852.
- (9) B. H. Oxman, *ibid.*
- (20) S. Mahmoudi “Foreign Military Activities in the Swedish Economic Zone” *I. J. M. C. L.* vol. 11, p. 81.
- (21) A. H. A. Soons, *Marine Scientific Research and the Law of the Sea*, Kluwer, 1982, pp. 7-8.
- (22) *Ibid.*, p. 157.
- (23) *Ibid.*, p. 135. しかし、ラオホ (E. Rauch) は、科学的調査を軍事目的として性格づけるかどうかは、またた事例によつて異なっており、またかかる決定は高度に政治的かつ軍事的レベルでなされるものであることとする。E. Rauch “Military use of the ocean” *German Yearbook of International Law*, vol. 28, p. 264.
- (24) S. N. Nandan, S. Roseme and N. R. Grandy eds, *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary*, vol. 2, Martinus Nijhoff Publishers, p. 169. Hereinafter cited as *Virginia Commentary*.
- (25) A/CONF.62/C.2/L.16, reproduced in *Third United Nations Conference on the Law of the Sea*, vol. 3, p. 192. Hereinafter cited as *UNCLOS III*.
- (26) *Ibid.*, p. 193.
- (27) A/CONF.62/C.2/L.19, reproduced in *Ibid.*, p. 197.
- (28) *Virginia Commentary*, vol. 2, p. 194.
- (29) そもそも第二及び三部と第一三部とは、作成を担当した委員会がそれぞれ第二委員会と第三委員会と異なるため、両委員会間及び起草委員の調整が不十分なことが、条文にも反映しているともいえる。森田章夫「国連海洋法条約における軍事調査の位置付け—排他的経済水域・大陸棚における軍事調査の法的規制の検討—」海洋法制研究会、前掲書、三一頁、注一三。
- (30) P. K. Mukherjee “The consent regime of oceanic research in the new law of the sea” *M. P.*, vol. 5, pp. 99-100.
- (31) S. Bateman, *op cit.*, p. 171.
- (32) S. Mahmoudi, *op cit.*, p. 381.

(33) Annick de Marffy "Les difficultés poseses par mise an application du nouveau regime de la recherche scientifique marine avant l'entrée en vigueur de la convention des Nations Unies sur le Droit de la Mer" *Annuaire Français de Droit International*, tome. 35, p. 745.

(34) 同提案の内容は次の通りである。

「経済水域において、全ての国家は、当該水域の生物又は非生物資源の探査及び開発に関係する調査を自由に行うことが出来る。」

「経済水域における生物又は非生物資源に関係しない科学的調査は、沿岸国の同意を得て実施される。」
CRP/Sc.Res./15, reproduced in R. Platzöder ed, *Third United Nations Conference on the Law of the Sea: Documents*, vol. 10, p. 305. Hereinafter cited as *Platzöder*.

(35) CRP/Sc.Res./17/Rev.1/Corr.1, reproduced in *ibid.*, p. 307.

(36) A/CONF.62/C.2/L.38, reproduced in *UNCLOS III*, vol. 3, p. 215.

(37) 同提案は次のように規定している。

「国家、国際機関、私人又は法人が、次のように科学的調査の実施を求める場合、沿岸国による同意は、通常拒絶されてはならない。」

(a) 専ら平和的に行う
「……………」」

CRP/Sc.Res./21 reproduced in *Platzöder*, vol. 10, p. 309.

(38) *UNCLOS III*, vol. 3, p. 252.

(39) CRP/Sc.Res./40 reproduced in *Platzöder*, vol. 10, p. 326.

(40) *Ibid.*, p. 327.

(41) *Ibid.*, p. 330. また同日に採られたコロンビア提案も、これとほぼ同じ内容であった。A/CONF.62/C.3/L.13 reproduced in *UNCLOS III*, vol. 3, p. 254.

(42) A/CONF.62/WP.8/PART III reproduced in *UNCLOS III*, vol. 4, p. 160.

排他的経済水域における Military Survey に関する一考察

- (43) *Ibid.*, pp. 177-178.
- (44) A/CONF.62/WP.8/REV.1/PART III, reproduced in *Ibid.*, vol. 5, p. 161.
- (45) *Ibid.*, pp. 180, 182.
- (46) チュニア提案や四カ国（チュニア、ブラジル、ケニヤ、エクアドル）提案が挙げられる。Platzöder, vol. 11, p. 82, 87. これらの提案の不採択は、飽くまで沿岸国が同意を拒絶でき類型の中に、沿岸国の安全及び政治的利益に関係するものが除かれるということを意味するのであって、そのような調査に沿岸国の同意が全く不要であることまでは意味していない。
- (47) A/CONF.62/WP.10 reproduced in *UNCLLOS III*, vol. 8, p. 42.
- (48) 原文は次の通り。“Marine Scientific Research means any study or related experimental work designed to increase mankind's knowledge of the marine environment” *UNCLLOS III*, vol. 10, p. 190.
- (49) Platzöder, vol. 10, p. 386.
- (50) S. Mahmoudi, *op cit.*, pp. 381-382.
- (51) 一四七条が一四六条とされ、四項を五項と改められ、新たな四項が挿入されたが、全体としては、ICNTとほぼ同じ内容であった。A/CONF.62/WP.10/Rev.1 reproduced in *Platzöder*, vol. 1, p. 480.
- (52) A/CONF.62/WP.10/Rev.2 reproduced in *ibid.*, vol. 2, p. 108.
- (53) A/CONF.62/L.78 reproduced in *ibid.*, pp. 467-468.
- (54) トレブス (T. Treves) が「起草過程には触れないものの、文言上から、軍事的性格の（科学的）調査を含む余地は残されつつある」と。T. Treves “Principe du consentement et recherche scientifique dans le nouveau droit de la mer” *Revue Général de Droit International Public*, tome. 84, p. 259.
- (55) Office of the Special Representative of the Secretary-General for the Law of the Sea, *The Law of the Sea: Current development in state practice*, vol. 9, pp. 147, 148.
- (56) Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, *The Law of the Sea: National legislation on the Exclusive Economic Zone*, United Nations, 1993, p. 119.
- (57) *Law of the Sea Bulletin*, no. 44, p. 46.

- (58) Montserrat Gorina-Ysem, *An International Regime for Marine Scientific Research*, Transnational Publishers, 2003, p. 87.
- (59) 本規則については英訳又は和訳された資料を入手できなかったため、ウェブ上で公開されている資料に依拠した。
http://www.dtic.mil/whs/directives/corres/20051m_040201/chinafinal.doc (last visited on 23 June 2005)
- (60) ただし、アイルランドは、国連海洋法条約採択直後から、両者の相違について今後問題が生じるおそれがあることを懸念しつつも、C. R. Symmons and P. R. Gardiner “Marine Scientific Research in offshore areas—Ireland and the Law of the Sea Convention” *M. P.*, vol. 7, p. 300.
- (61) S. Mahmoudi, *op cit.*, p. 365.
- (62) *Ibid.*, p. 366.
- (63) Galdorisi G.V. Kaufman “Military activities in the exclusive economic zone: preventing uncertainty and defusing conflict” *California Western International Law Journal*, vol. 32, p. 294.
- (64) *Ibid.*
- (65) *Ibid.*
- (66) Louis B. Sohn, John E. Noyes, *op cit.*, pp. 579-580. 米国は、二〇〇二年九月になって、中国におけるMilitary Surveyの実施に関する会見を行った。 <http://www.hongkong.usconsulate.gov/uscn/state/db/2002/0927.htm> (国務省報道官の会見)
- (67) あるいは、別の可能性として、米国は、自国が国連海洋法条約の締約国ではないことをもって、第一三部の規定からの拘束を免れると主張するかもしれない。しかし、かかる主張は適当ではない。なぜなら、米国は、第一一部を除き、国連海洋法条約の大部分の規定が慣習法化していることを認めており、さらに、本稿の冒頭でも述べたようにMilitary Surveyと海洋の科学的調査との峻別を主張する段階で、同国は、既に第一三部の国際法上の重要性を認識していると考えられるためである。国連海洋法条約の慣習法化に関する米国の見解については、次の文献を参照。James L. Malone “The United States and the Law of the Sea” *Vir. J. L.*, vol. 24, p. 801.
- (68) 公船に対する執行の問題については、次の文献を参照。坂元茂樹「排他的経済水域での沿岸国の同意なき海洋の科学的調査——政府公船の場合の対応措置——」海洋法制研究会、前掲書、五七一―六六頁。

- (69) Elie Jarmache, "Sur Quelques Difficultés de la Recherche Scientifique Marine", en *La Mer et Son Droit: Melanges offerts à Laurent Luccioni et Jean-Pierre Quenoudec*, Pedone, 2003, p. 308. しかし、他方で、科学的調査で得られたデータや知識に知的所有権が発生する場合があり得るならば、より複雑な問題が生じる可能性もある。Montserrat Gorina-Ysern "Marine Scientific Research activities as the legal basis for intellectual claims?" *M. P.*, vol. 22, pp. 337-357.
- (70) R. Xiaofeng and C. Xizhong "A Chinese Perspective," *M. P.*, vol. 29, p. 141.